

不利益処分の処分基準

処 分 名		総合福祉センターの使用許可の取消し（目的外使用の場合に限る。）		
根拠例規及び条項		多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 63 年規則第 43 号）第 13 条		
	基 準	条例第 13 条第 1 項に定めるところにより、次の条件への該当により処分を行うもの。 1 次に該当する場合 (1) 条例又は条例に基づく規則に違反したこと。 (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったこと。 2 条例第 12 条（使用の制限）に該当する場合 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。 (2) 総合福祉センターの施設をき損又は滅失するおそれがあること。 (3) 総合福祉センターの管理上支障があること。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年 4 月 1 日
	備 考			